

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都リハビリテーション病院条例施行規則の一部を改正する規則……………  
……………(福祉保健局医療政策部医療政策課)……………
- 東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則……………  
……………(同)……………
- 東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則……………  
……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………
- 東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………  
……………(同)……………
- 東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則……………  
……………(同)……………
- 都道の区域変更(四件)……………  
……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除(三件)……………  
……………(建設局河川部指導調整課)……………
- 土砂災害警戒区域等の指定(二件)……………  
……………(同)……………
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………  
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………

### 規則

東京都リハビリテーション病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都規則第十九号

東京都リハビリテーション病院条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都リハビリテーション病院条例施行規則(平成二年東京都規則第百号)の一部を  
次のように改正する。

別記第六号様式中「㊦」を削る。

#### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都リハビリテーション病院条例  
施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、な  
お使用することができる。

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都規則第二十号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第百十  
一号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「㊦」を「㊧」を「㊧」を「㊧」に改める。

#### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立心身障害者口腔保健センタ  
ー条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加  
え、なお使用することができる。

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

●東京都規則第二十一号

東京都知事 小池 百合子

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設条例施行規則（平成十五年東京都規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都児童福祉施設条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十二号

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則（平成二十二年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月二十三日

●東京都規則第二十三号

東京都知事 小池 百合子

東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立療育センター条例施行規則（平成四年東京都規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立療育センター条例施行規則別記第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 赤羽西台

二 変更の区間 北区浮間三丁目三十二番四地先から同区浮間四丁目三十番七十七地先

まで

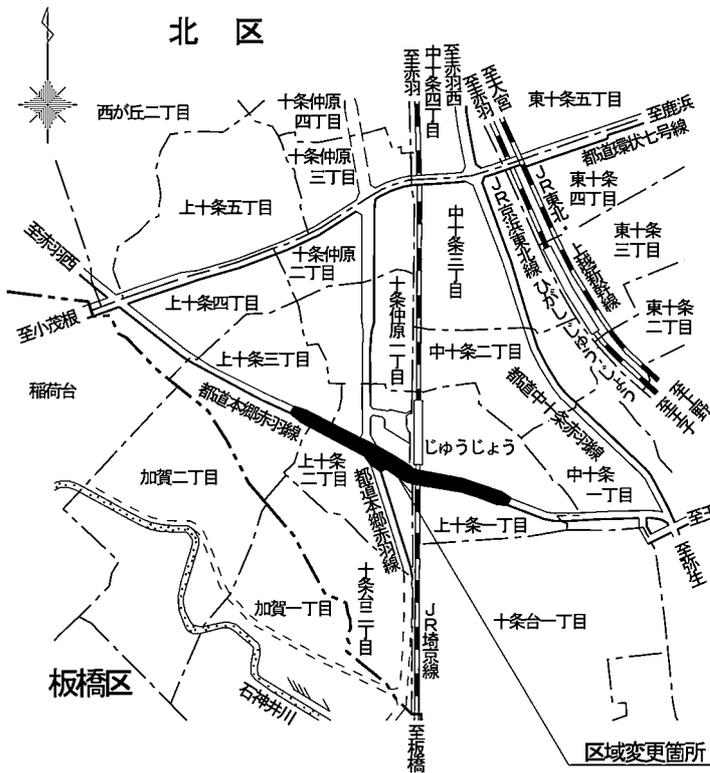
三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第三百七十号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

**別図**  
**都道本郷赤羽線区域変更略図**  
 北区上十条一丁目～上十条三丁目

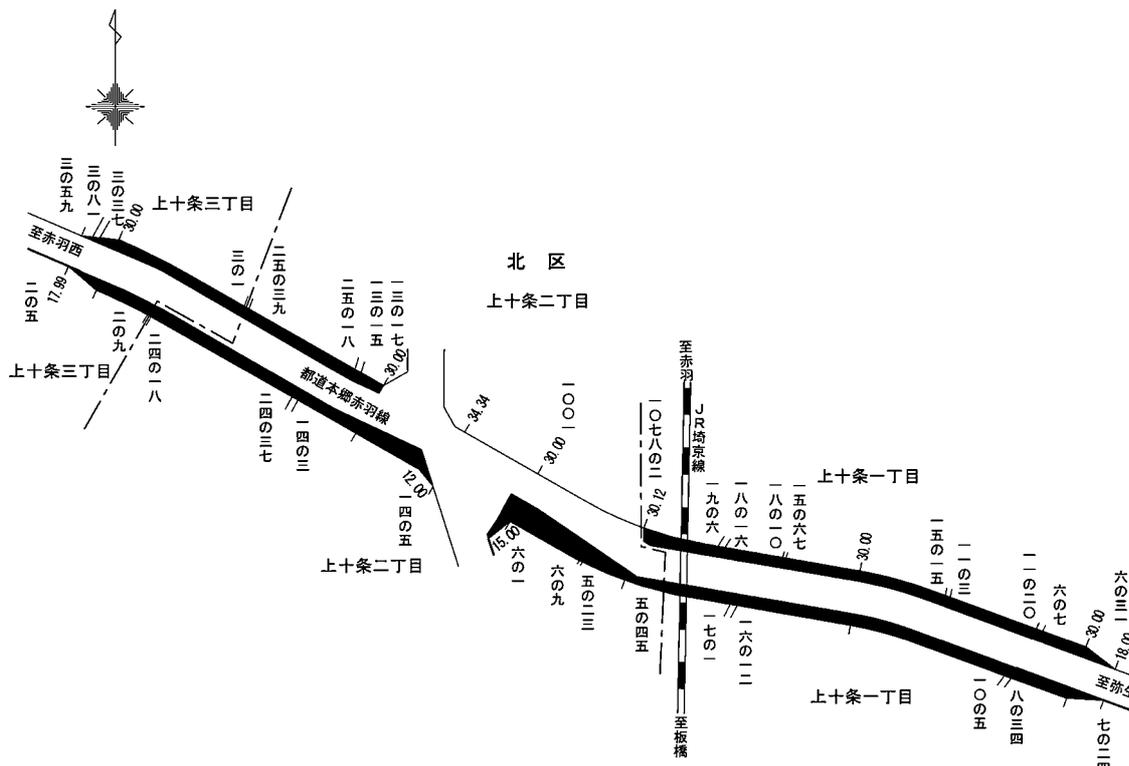
延長 六二・七八メートル  
 面積 六、三九七・一七平方メートル  
 計画線  
 編入区域  
 特別区道  
 都道



区域変更箇所

その関係図面は、令和四年三月二十三日から起算して二  
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月二十三日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 本郷赤羽
- 二 変更の区間 北区上十条一丁目七番二十四地内から同  
 区上十条三丁目二番五地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり







●東京都告示第三百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十六年東京都告示第三百九十二号、平成二十七年東京都告示第五百十五号及び同年東京都告示第五十三号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

別 表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	上小山田町	209003-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		209003-K067		
	上小山田町 小山田桜台一丁目	209003-K068		
	上小山田町	209003-K076		
		209003-K101		
		209003-K127		
	相原町	209006-K086		
		209006-K167		
		209006-K168		
		209006-K169		
		209006-K221		
	209006-K222			
	小山町	209007-K074		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	上小山田町	209003-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		209003-K067			
	上小山田町 小山田桜台一丁目	209003-K068			
	上小山田町	209003-K076			
		209003-K101			
		209003-K127			
	相原町	209006-K086			
		209006-K167			
		209006-K168			
		209006-K169			
		209006-K221			
	209006-K222				

●東京都告示第三百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第四百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	山王下二丁目	224003-K061	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		224003-K062		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
多摩市	山王下二丁目	224003-K061	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		224003-K062			

●東京都告示第三百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十六年東京都告示第三百九十号、平成二十七年東京都告示第五百十四号、同年東京都告示第千五百一十一号、平成二十八年東京都告示第三百七十一号及び平成三十年東京都告示第三百七十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所、八王子市役所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	
八王子市	戸吹町	201027-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	滝山町一丁目	201030-K057		
	谷野町	201030-K093		
		201030-K094		
		201030-K101		
		201030-K119		
	谷野町 犬目町	201030-K133		
	館町	201031-K087		
		201031-K132		
	桐田町	201031-K516		
	大船町	201032-K005		
	長房町	201033-K022		
	散田町四丁目	201033-K058		
	狭間町	201033-K074		
小比企町	201034-K024			
宇津貫町	201034-K065			
八王子市 町田市	宇津貫町 相原町	201034-K080		
		201034-K081		
八王子市	七国一丁目	201034-K086	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	堀之内 越野	201037-K022		
	堀之内	201037-K028		
	大和田六丁目 大和田五丁目 富士見町	201043-K052		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	戸吹町	201027-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	滝山町一丁目	201030-K057		
	谷野町	201030-K093		
		201030-K094		
		201030-K101		
		201030-K119		
	谷野町 犬目町	201030-K133		
	館町	201031-K087		
		201031-K132		
	桐田町	201031-K516		
	大船町	201032-K005		
	長房町	201033-K022		
	散田町四丁目	201033-K058		
	狭間町	201033-K074		
小比企町	201034-K024			
宇津貫町	201034-K065			
八王子市 町田市	宇津貫町 相原町	201034-K080		
		201034-K081		
八王子市	七国一丁目	201034-K086	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	堀之内	201037-K022		
	堀之内	201037-K028		
	大和田六丁目 大和田五丁目	201043-K052		

●東京都告示第三百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	上小山田町	209003-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		209003-K067		
	上小山田町 小山田桜台一丁目	209003-K068		
	上小山田町	209003-K076		
		209003-K101		
		209003-K127		
	相原町	209006-K001		
		209006-K086		
		209006-K096		
		209006-K167		
		209006-K168		
		209006-K169		
		209006-K221		
	209006-K222			
小山町	209007-K074			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	上小山田町	209003-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		209003-K067			
	上小山田町 小山田桜台一丁目	209003-K068			
	上小山田町	209003-K076			
		209003-K101			
		209003-K127			
	相原町	209006-K001			
		209006-K086			
		209006-K096			
		209006-K221			
		209006-K222			
		209006-K222			
		209006-K222			
	小山町	209007-K074			

●東京都告示第三百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所、八王子市役所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	戸吹町	201027-K035	急傾斜地の崩壊  別図のとおり
	滝山町一丁目	201030-K057	
	谷野町	201030-K093	
		201030-K094	
		201030-K101	
		201030-K119	
	谷野町 犬目町	201030-K133	
	館町	201031-K087	
		201031-K132	
	栲田町	201031-K516	
	大船町	201032-K005	
	長房町	201033-K022	
	散田町四丁目	201033-K058	
	狭間町	201033-K074	
小比企町	201034-K024		
宇津貫町	201034-K065		
八王子市 町田市	宇津貫町	201034-K080	
	相原町	201034-K081	
八王子市	七国一丁目	201034-K086	
	堀之内 越野	201037-K022	
	堀之内	201037-K028	
	大和田六丁目 大和田五丁目 富士見町	201043-K052	

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	大船町	201032-K005	急傾斜地の崩壊  別図のとおり	別図のとおり
	小比企町	201034-K024		
	大和田六丁目 大和田五丁目	201043-K052		

公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七  
条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が  
効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法  
施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百  
四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告  
する。

令和四年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人健康生活推進会

二 代表者の氏名

仙石 紘二

三 主たる事務所の所在地

目黒区下目黒三丁目七番三号 二階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第三十一条第一項に規定する解  
散をしたため

五 失効年月日

令和四年二月一日

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

